

令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野の ICT導入モデル事業についてのQ&A

令和5年5月1日時点

No.	質問	回答
1	国庫補助率はどのようになるのか。	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業所1/4となる。
2	事業の対象期間はいつからか。	令和5年4月1日以降に購入したICT機器等が対象である。
3	国庫補助協議に当たって、留意することはあるか。	本対応は、当該事業がモデル事業である性質に鑑み、ICT機器等の導入効果が特に高く、好事例として活用できるものについて、自治体にて事業所を選定いただきたい。
4	新規指定を受ける予定の事業所の申請は可能か。	本事業はICT機器等の導入による生産性の向上の効果測定を行うものであり、事業所新規開設時の補助を目的としていない。については、導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象とならないことに注意されたい。
5	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助基準額はいくらか。	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1事業所として取り扱う。そのため、同種のICT機器等の購入を行う場合は補助の対象とならない。 なお、補助基準額は100万円となる。
6	これまで「障害福祉分野のICT導入モデル事業」で補助を受けた事業所が、今回国庫補助協議することは可能か。	左記事業を実施していた場合でも、 <u>導入機器等が異なる場合は</u> 、今回交付申請いただくことも可能。 但し、予算額を超える国庫補助協議があった場合は、今回初めて事業を実施する事業所を優先し、予算の範囲内で補助するため留意されたい。
7	研修会の実施方法の指定はあるか。	研修会の実施方法の指定はない。必要に応じオンライン研修等の対面以外方法を用いて差し支えない。また、機器導入前の研修実施が望ましいが、機器導入後の研修実施となっても差し支えない。
8	都道府県等は、ICT機器等の導入に伴う補助を希望する障害福祉サービス事業所等を対象に研修会を開催することになっているが、どのような内容の研修を行えばよいか。	ICT機器等の導入が進んでいない障害福祉サービス事業者等も効果的に本事業を実施していただくために、研修会の参加を義務づけているものであるため、事業所等における効果的なICT機器等の導入の意義・必要性、具体的なICT機器等・ソフト等の使用方法等を踏まえた内容としていただきたい。 なお、平成31年度障害者総合福祉推進事業において策定された「障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン」も参照していただきたい。
9	研修会の実施内容について報告する必要があるか。	研修実施主体におかれては、実績報告時に研修に用いた資料の電子媒体も併せて提出されたい。
10	過去に研修実施主体が開催する研修会に参加済みの事業所が、改めて令和4年度中に研修を受講する必要があるか。	改めて研修に参加する必要はない。
11	ICT機器等のリース・レンタル料、クラウドサービス等の月額利用料は補助対象となるのか。	ICT機器等のリース・レンタル料は補助対象外。 必要に応じ、クラウドサービス等の月額利用料に限り補助対象とする。
12	複数年に渡るソフトウェアの使用権（ライセンス）を購入する場合、購入金額全額が補助対象となるのか。それとも、当該年度分のみが補助対象となるのか。	事業実績報告において機器導入による定量的効果が測定可能である必要があるため、当該年度分のみが補助対象となる。
13	既存の機器やシステム等の改修費用は対象になるか。	対象外（あくまで、本事業は導入に係る経費の補助であるため。）
14	事業所におけるシステムの自社開発費用は対象になるか。	対象外（既存のシステムを事業所向けに個別にカスタマイズする費用も同様。）
15	付属品（情報機器を保護するためのケースなど）は、補助対象に含まれるか。	付属品は原則として補助対象外である。 ただし、ICT機器等の導入に当たり必要不可欠であることが事業計画書で明示されている場合は、補助対象として差し支えない。

No.	質問	回答
16	ICT機器等の導入に当たって、気をつけておくことはあるか。	<p>ICT機器等の導入による定量的効果が事業計画書に明確に示されていることが重要である。</p> <p>また特に、事業計画書の「主な導入機器内容」に記載が無い機器を導入する際には、導入の必要性について積算内訳書の「備考欄」に詳細に記載すること。（記載内容が十分では無い場合、補助対象経費として認めないこともある。）</p> <p>なお、スマートフォンなどは本補助事業の目的以外の使用の防止を徹底するとともに、私物ではなく業務用であることを明確にするための表示（シール貼付等）を行うなど各事業所において適切な対応をお願いしたい。</p>
17	内示後に購入する機器の変更は可能か。（例：PC→タブレット）	<p>基本的に、申請時の計画に示された機器等を購入する必要がある。</p> <p>但し、販売中止等の事情により申請時の計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合であって、導入の趣旨目的及び期待される効果が同等であると都道府県等が認めた場合に限り、同価格以下の機器等への変更することも可能とする。</p>